

生駒市住宅省エネルギー改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市内における環境負荷低減のための住宅省エネルギー改修工事を行う市民を支援するため、その費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月15日生駒市規則第19号）に定めるもののほか、生駒市住宅省エネルギー改修工事補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めることにより、環境負荷が少ない住環境の創出を図ることを目的とする。

(補助対象住宅)

第2条 補助金の交付対象となる既存住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 平成20年1月1日以前に建築された建築物であること。
- (2) 現に人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（共同住宅及び長屋住宅は住戸部分、兼用住宅は住宅部分が過半を占めるものとする。）であること。
- (3) 同一住宅で過去に本要綱による補助金を受けていないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、省エネルギー改修工事を行う補助対象住宅の所有者とする。ただし、以下に該当する者はこの限りでない。

- (1) 補助対象住宅の所有者が共有であるときは、共有者の全員により合意された代表者。
- (2) 補助対象住宅の所有者と使用者が異なるときは、省エネルギー改修工事を行うことに所有者の同意を得た使用者。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる省エネルギー改修工事は、対象工事費用が500,000円を超えるものであり、かつ、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 窓の改修工事
- (2) 窓の改修工事及び床の断熱工事、天井の断熱工事又は壁の断熱工事

2 前項の(1)及び(2)の改修工事については、改修部位の省エネ性能がいずれ

も地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事以上となり、当該補助対象工事内容が本市又は他の補助金申請を行った工事内容等と重複していないこと。また、当該年度の4月1日以降に改修工事に係る請負契約を締結し、同日から当該年度の2月末日までの間に工事が完了したものに限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、省エネルギー改修工事に係る経費に3分の1を乗じて得た額で、500,000円を限度とする(1,000円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、工事完了後、当該年度内に生駒市住宅省エネルギー改修工事補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の位置図
- (2) 省エネルギー改修工事積算書(様式第2号)
- (3) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類
- (4) 所有者以外の者が補助対象住宅を使用している場合は、所有者の同意書
- (5) 熱損失防止改修工事証明書(様式第5号)
- (6) 建築士資格証及び建築士事務所登録の写し(熱損失防止改修工事証明書の証明者が建築士の場合)
- (7) 省エネルギー改修工事の箇所・内容がわかる図面及び施工前・施工後の写真等
- (8) 省エネルギー改修工事の見積書の写し
- (9) 省エネルギー改修工事の契約書の写し
- (10) 省エネルギー改修工事の領収書の写し
- (11) 窓の改修及び断熱工事に関する材料の出荷証明書又は納品書の写し
- (12) 断熱改修に使用するガラス、サッシ、断熱材等の性能を証する書類
- (13) 前12号に掲げるほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び補助金交付額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金を交付すると決定をした者(以下、「交付決定者」という。)に対しては補助

金の額を確定し、生駒市住宅省エネルギー改修工事補助金交付決定及び額確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。また、交付しないと決定した者に対しては生駒市住宅省エネルギー改修工事補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

この場合において、補助金の交付の目的を達成するため市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定をしたときは、交付決定者から提出された生駒市住宅省エネルギー改修工事補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に記載された金融機関の口座に交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

- （1） 不正な手段により補助金交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。
- （3） その他この要綱又は生駒市補助金等交付規則に違反したとき。

（情報の提供）

第10条 交付決定者は、市長の求めにより当該補助事業により得た情報について、省エネルギー改修工事の実施を促進するため必要な限度において、市長は、これを使用することができるものとする。

（施行の細目）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年5月12日）

- 1 この要綱は、平成28年5月13日から施行し、平成30年3月31日限り、その効力を失う。